平成26年５月28日

厚　第　３６２号

警　察　本　部　長

原子力災害発生時における個人被ばく線量管理要領

（概要）

本要領は、原子力災害が発生した場合に、職員の放射線障害防止の徹底を図るために必要な事項として

○　対象職員

○　管理票の作成

○　被ばく線量の管理及び放射線障害防止

○　管理票の保管等

を定めている。